

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年北谷町条例第18号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募の方法)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、町役場前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講じなければならない。

(申請の手続き)

第3条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、北谷町公の施設に係る指定管理者指定申請書(第1号様式)に、事業計画書(第2号様式)及び収支計画書(第3号様式)等を添付して行うものとする。

(選定委員会の設置)

第4条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、北谷町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の審議事項)

第5条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

(2) その他指定管理者に関し、町長が必要と認める事項

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、12人の委員をもって組織する。

2 委員は、副町長、総務部長、住民福祉部長、建設経済部長、企画財政課長、福祉課長、都市計画課長、土木課長、経済振興課長、観光課長並びに教育委員会教育部長及び社会教育課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第7条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長をもって充て、副委員長は教育委員会教育部長をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議等)

第8条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければならないことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 会議は、非公開とする。

5 選定委員会の庶務は、関係施設の所管課とする。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(除斥)

第9条 委員は、公の施設の指定管理に応募した団体の代表者又は役員を構成する立場にある場合には、当該公の施設の候補者の選定に加わることができない。

2 当該施設を所管する課については、当該公の施設の候補者の選定に加わることができない。

(指定管理者の指定の通知)

第10条 町長は、条例第6条第1項の規定による指定をしたときは、指定をした団体に対し、北谷町公の施設に係る指定管理者指定書(第4号様式)により通知するものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条、第4条及び前条の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第1号様式及び第4号様式中「北谷町長」とあるのは「北谷町教育委員会」とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第20号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第7号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第29号)
この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第1号様式(第3条関係)

北谷町公の施設に係る指定管理者指定申請書

年 月 日

北谷町長 様

申請者
所在地
団体名
代表者名
連絡先(電話)

北谷町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による下記施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書(第2号様式)及び収支計画書(第3号様式)
- 2 定款の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- 4 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。)
- 5 団体の経営状況がわかる書類
- 6 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- 7 その他町長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

施設の名称					
申請年月日	年 月 日				
団体名					
代表者名		設立年月日	年 月 日		
団体所在地					
電話番号		FAX番号			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日		
			開始	年 月	
			終了	年 月	
			開始	年 月	
			終了	年 月	
			開始	年 月	
			終了	年 月	
			開始	年 月	
			終了	年 月	
事業計画(別紙可)					
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】					
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて】					
【施設の管理について】					
1 職員の配置(指揮命令系統がわかる組織図を含む。)					
2 職員の研修計画					
3 経理					

【施設の運営について】

- 1 年間の自主事業計画（「自主事業計画書」については別紙記入のこと。）
- 2 サービスを向上させるための方策
- 3 利用者等の要望の把握及び実現策
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急対策について】

- 1 防犯、防災の対応
- 2 その他緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等
- 2 指定管理者の指定を申請した理由
- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他特記すべき事項があれば記入してください。

自主事業計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等

第3号様式(第3条関係)

収 支 計 画 書(年度)

(単位：千円)

施 設 の 名 称			
		内 訳	備 考
収 入 合 計(A)			
項 目			
支 出 合 計(B)			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
	事 務 経 費		
収 支 (A) - (B)			

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(被選定者) 様

北谷町長 印

北谷町公の施設に係る指定管理者指定書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施設の所在地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。